

諮問日：令和4年7月14日（令和4年度（情）諮問第12号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（情）答申第27号）

件名：横浜地方裁判所における競売手続で「売却基準価額」を決定する際に委託する不動産鑑定士一覧の不開示判断（開示対象外）に関する件（苦情申出期間の徒過）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「1、競売手続に伴い、「売却基準価額」を決定するのに、委託する不動産鑑定士（一らん）、平成元年以降のもの」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出は、適式な苦情申出として扱わないとすることは、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が令和3年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 複数回に及び「通知期限の延長について（通知）」を繰り返し受けているが、最終的にいつ、全面開示となるか明示されない。全面開示の時期を定め、文書目録整備等事務処理に従事されたい。（取扱要綱の改正を求める）

日本各地の裁判所が、組織的かつ効果的、統一的に、司法行政文書を整備されたい。（ローカルルールの排除）

引き続き延長通知を送り付ける場合、第一に、文書目録提示を最優先し、開

示されたい。

- 2 苦情申出人は、裁判所運営の客観的事実を求めており、隠蔽されるべき事実でなく、非開示処理は誤りとして思量されることから、速やかに開示を求める。

非開示とされる理由として「裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とならない」旨、記載があるが、「裁判事務に関する文書」の定義がなく、司法行政文書との相違が不明であるため、明らかにされたい。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 取扱要綱記第11の1において、最高裁判所に、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出がされた場合には、最高裁判所は、開示の申出を受けた裁判所がした判断の当否について判断する。ただし、当該苦情の申出が、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月を経過した後にされた場合（開示の申出を受けた裁判所がした判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合その他正当な理由があると認める場合を除く。）は、この限りではない、と規定されている。

しかし、苦情申出人は、原判断の通知を発した日である令和3年8月23日から3か月を超えた令和4年6月14日に苦情の申出をした。

そこで、本件苦情の申出がされた後、苦情申出人に対し、苦情申出期間を経過して申出をしたことについての正当な理由の有無等に関する意見を提出するよう依頼し、正当な理由等に関する意見書の提出を受けたが、本件苦情の申出について、上記正当な理由があることをうかがわせる事情は存在しない。

よって、本件苦情の申出については、適式な苦情の申出として取り扱わないことが相当である。

- 2 なお、本件苦情の申出は、取扱要綱記第11の4の(1)のアによると、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問することを要しないものであるが、取扱要綱が改正される前に苦情の申出がされたものであることから、諮問を行うも

のである。

- 3 おって、苦情申出人は、全面開示の時期を定め、文書目録整備等事務処理に従事されたい旨、日本各地の各裁判所が、組織的かつ効果的、統一的に、司法行政文書を整備されたい旨、延長通知を送る場合、第一に、文書目録提示を最優先し、開示されたい旨主張するが、これらは原判断の当否に対する苦情申出には当たらない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年7月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月18日 審議
- ④ 同年12月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件苦情申出は、原判断の通知が発せられた日である令和3年8月23日から3か月を超えた令和4年6月14日にされたものであるから、取扱要綱記第11の1ただし書に定める苦情申出期間を6か月以上徒過してされたものである。

苦情申出人は、苦情申出期間を徒過して申出をしたことについての正当な理由等に関する明確な主張をしていない。そのほかに、本件苦情申出が取扱要綱に定める苦情申出期間を著しく徒過してされたことについて、正当な理由があることをうかがわせる特段の事情は認められない。

- 2 以上のとおりであるから、本件苦情申出は、取扱要綱に定める苦情申出期間を著しく徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認められないので、これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子